

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合におけるサイバーセキュリティを確保するための方針

(目的)

第1条 本方針は、地方自治法第244条の6第1項の規定に基づき、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合（以下「本組合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、サイバーセキュリティを確保するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク：コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム：コンピュータ、ネットワーク及び電磁氣的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産：ネットワーク及び情報システムで取り扱うすべての情報（医療情報、教育関連情報及び個人情報を含む。）並びにこれらに関する設備及び文書をいう。
- (4) サイバーセキュリティ：情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 機密性：正当な権限を持った者だけが情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性：情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性：正当な権限を持った者が、必要な時に中断することなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(対象とする脅威)

第3条 本組合は、情報資産に対する以下の脅威を想定し、サイバーセキュリティ対策を実施する。

- (1) サイバー攻撃、不正アクセス、部外者の侵入等の意図的な要因による漏えい・破壊・改ざん・内部不正等。
- (2) 操作ミス、設定不備、メンテナンス不備、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等。
- (3) 地震、火災等の災害、感染症、インフラ障害等によるサービス及び業務の停止等。

(適用範囲)

第4条 本方針が適用される組織は、本組合のすべての執行機関（管理者、監査委員等）及び議会、並びにこれらに属する事務局、ひだか病院及び日高看護専門学校とする。

2 本方針の対象者は、前項の組織に勤務する全職員（雇用形態を問わず、病院長その他の役職者を含む。）、組合議会議員及び委託事業者とする。本方針が適用される組織

は、ひだか病院及び日高看護専門学校（議会及び執行機関を含む。）とする。

（職員等の遵守義務）

第5条 職員等（議員を含む。以下同じ。）及び委託事業者は、サイバーセキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本方針及び関係規程を遵守しなければならない。

（サイバーセキュリティ対策）

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するため、以下の対策を講じる。

- （1）組織体制：本組合の情報資産について、対策を推進する全組合的な組織体制を確立し、責任の所在を明確にする。
- （2）情報資産の分類と管理：保有する情報資産を重要度に応じて分類し、当該分類に基づき適切に管理・運用する。
- （3）物理的セキュリティ：サーバ、通信回線、端末等の管理について、物理的な対策を講じる。
- （4）人的セキュリティ：職員等への教育・啓発を定期的に行い、意識の向上を図る。
- （5）技術的セキュリティ：アクセス制御、不正プログラム対策等の技術的対策を講じる。
- （6）運用・委託管理：システムの監視を行うとともに、業務委託の際は契約においてセキュリティ要件を明記し、実施状況を確認する。

（監査・自己点検の実施）

第7条 本方針の遵守状況を検証するため、定期的に又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を図る。

（方針の見直し）

第8条 本組合は、PDCA サイクルに基づき、環境の変化や監査結果等を踏まえ、本方針を適宜見直し、継続的な改善を図る。

（対策基準・実施手順の策定）

第9条 本方針に基づき、具体的な遵守事項を定める「情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ実施手順」を策定する。なお、実施手順は非公開とする。

（公表）

第10条 管理者は、本方針を策定又は変更した際は、実効性や透明性を維持・向上させるため、速やかにこれを公表するものとする。

附 則

この方針は、令和8年1月1日から施行する。